

相対済し令の成立と展開

—その 1—

大石 慎三郎

1

相対済し令、に対する法制史学界の見解はほぼ次のように整理要約できるであろう。

江戸時代の私権保全のための訴訟請求権＝訴権は、その訴権の強弱から見て、(イ) 仲間事、(ロ) 金公事、(ハ) 本公事の三つに大別することができる。

(イ) 仲間事とは共同出資による事業利潤の配分等に関するもので、訴権はないものとされ、これを幕府に訴え出ても受理されなかった。無尽金・芝居木戸銭も仲間事とされた。なおこの芝居木戸銭とは、従来法制史学界では木戸銭＝入場料と理解されていたが、これは芝居興行にあたっての金主と座元との間で行なわれる芝居木戸銭の配分(＝利益配分)と解釈すべきだと石井良助氏は主張されている。大変説得力ある説というべきである。

(ロ) 金公事というのは借金銀、売掛金などをめぐって起こる紛争については、幕府は本来は相対事(＝当事者が互いに話しあって解決すべき事項)であるはずで、そもそも幕府は本来、人民は幕府に対して裁判を請求する権利を持っているわけではないのであり、幕府はただ恩恵として裁判をしてやっているのだという考えから、訴訟受理を停止または制限を加えて、相対解決を命じた。この金公事に関する相対解決の命令を相対済し令、という。

(ハ) 本公事とは仲間事にも金公事にも属さない私権にもとづく訴訟で、常に訴権ありとされたものである。この場合金公事と本公事とを区別するのは利子付、無担保ということであり、その属性をもつ債権を金公事、しからざるものが本公事とされている。なお石井良助氏は金公事としての二つの要件のうち、利子付と無担保のうち、どちらが重要視されたかといえば、それは無担保だとし、幕府の当局者には金銀出入、売掛出入の類は貸主が相手を信用した結果起きたことであるから、当事者(債権者)がみずから片をつけるのが当然であるという思想があり、他面、裁判は恩恵的なものであるという考え方が根底にあったので、両者が相結んで、金公事の保護を本公事のそれより弱くする思想が生じたのだとされている。

以上が相対済し令、に関する法制史学界の最新の、また最大公約数的な解釈といえることができよう。

さて相対済し令、といえば将軍吉宗によって享保4年11月に出示されたものが一番有名であるが、相対済し令、というのはある種の訴訟の訴権を停止または制限して、そのことに関しては訴訟を受理しないから当事者相対で解決せよという法令の総称で、全江戸時代を通じて何度も出されており、その内容も同一ではない。

以下江戸時代に出された相対済し令、なるものを年をおってたどり、同時にその歴史

的背景をさぐってみよう。

〔註〕

法制史における「相対済し令」の研究の歴史は古く、中田薫「徳川時代の不動産担保法」（『法制史論集』第2巻）、金田平一郎「徳川時代の特別民事訴訟法」（『国家学会雑誌』43の4巻）、服藤弘司「相対済令考——近世債権法の変遷並びにその指導理念序説——」（『金沢大学法文学部論集法経篇』2）など数多い。ここではそれらを批判的に研究し、それを深めておられる石井良助氏の「目安糺、相対済令および仲間事——近世債権法と民事訴訟法の接点——」（『裁判と法』上）の説を中心にして要約した。なお特に石井良助氏説としたのも、本論考によった。

2

近世封建社会は兵農分離、農商工分離を軸にして組み立てられた高度の分業社会であって、その再生産には商業の一定水準の発展を必須のものとしていた。したがって領主達は封建社会の枠内においてであるが、商業を保護し、その発展を促すために諸種の手段を講じている。

たとえば元和8年（1622）8月に出された「京都町中可令触知条々」⁽¹⁾でも、第二条諸商売之事で「諸国商人交易自由之便諸人之要用也」として商人達が法を立て、組を作って商業の自由を妨げることを禁止し、商売は「其身の意次第たるへし」としている。しかし自由な商売が拡大することは、同時に万一商業上の紛争がおきた場合、商業を仲間内の顔見知りのみに限っていた段階より解決を困難にしたらしく、次の第三条で「諸証文判形之事」として取引の証拠としての証文の判形の扱について「諸証文及対決、或印判或自判持出といふとも、他人慥に不見知其判は、尤非無不審、難立証拠、自今以後、京都居住之町人はいふにおよはず、借屋之者たりと云とも、町人互判形可見知置事」（傍点大石）としている。つまり証文が証拠力をもつために、常常あれはたしかに誰某の印判だということ

が他人に判るように、常常他人に見知っておいてもらうよう努力すべきだといっているのである。相互の印判が互いに公認しあっておれば、紛争を防ぎまた万一紛争が起こってもその紛争を解決しやすくするわけである。信用をひろげ、商業を拡大することへの努力の一環と解すべきである。

この「諸国商人交易自由之便諸人之要用也」という考え方は幕府はこれを非常に重視していたようである。そのことは鎖国令とその原因の一つだとされるキリシタン禁令の中でもあらわれている。

寛永14・15年（1637～8）にわたった島原の乱をようやく鎮圧した幕府は、鎖国とキリシタン禁止をいよいよ完全実施することを決意し、次々と関連する法令を出してゆく、そのうち寛永18年5月に在江戸の尾張・紀伊・水戸の御三家並国持大名其外惣大名に対して御馳走のうえに仰付られた上意⁽²⁾に

きりしたん改之儀、弥念入可申付候、然共所々に番を置、往還之もの不自由成様ニ仕候義ハ、今程之御仕置ニ不入儀候間、常々人改之儀は先規より如有来申付、往還之者不自由に無之様ニ可仕候、以来さしあたり御改之時分は、御下知次方番をも置、急度相改可申候、他領之ものを領内にて改出し差上候ニをひては、猶以御奉公たるへき事
——（傍点大石）——

とあり、また翌寛永19年5月に、参勤交替で国に帰る大小名達に出した四ヶ条の仰出⁽³⁾にも、第一条で「於領分きりしたんの宗門弥念入可相改事」としたあと、第二条で「領分中きりしたん宗門改ト号し、所々ニ番を付置、往反不都合云々、向後往還可為自由事」（傍点大石）としている。キリシタン取締りは江戸幕府最重要の基本法だと考えられているが、幕府がキリシタン取締りに最も力を入れている島原の乱の直後の段階でも、往還の自

由の方がキリシタン取締りより、より重要とされているのである。

また時代は降るが慶安4年(1651)5月の江戸市中への町触⁽⁴⁾にも「今程町中にてあきない之儀ニ付、少ニ而も現金ニ而無之候得は、売懸不仕候申ニ候、跡々のことく知音近付之方ニハ売買可仕候、少しも気遣仕間敷候」(傍点大石)とあって、現金売だけではなく、知合や近くのものには売懸をするように命じ、それに対し「少しも気遣仕間敷事」と保証している。この時の保証手段が何であるかは判明しないが、少なくともそれが紛争になった場合、幕府がそれをとりあげて裁いてくれることは確かであろう。売掛に対する訴権は保証されているのである。

さて社会が安定し商業が発展し現金取引ではなく売掛のような信用供与方式にまで商行為が拡大されるようになると、それに伴う紛争が増えるのは当然であろう。しかも幕府は売掛商を奨励し、それを「少しも気遣仕間敷事」と保証している手前、より確実にその責を果たさなくてはならぬのが当然で、そのことは訴訟手続きの整備という形であらわれてくる。すなわち訴える側の町人に対しては万治2年(1659)11月に

一、諸色売掛候共、慥成者承届、其上ニ而証文を取売掛可申事

一、諸職人弟子手間取置候共、請状を取置可申事

右式ケ条之趣、慥証扱手形取可申候、若証扱も無之、手形も不取候而、公事訴訟ニ出候共、証扱無之候ハ、御さはき有之間敷候間、左様ニ相心得可申事

亥十一月

というのが出されている⁽⁵⁾。これは江戸市中に対する町触だが、売掛にするに当たっては、(イ)慥成者承届け、(ロ)そのうえ証文を取っておくべきことを命じ、確かな証扱もなく、また

手形もないときは、たとえ訴え出ても取りあげないとしている。当然のことであるが幕府側にとりあげようとする意志があっても、確かな証扱もなく、また証文もない場合はどうしようもないわけである。したがって万一の場合は訴訟にたえ得る商慣習を確立することが何よりの急務であったということになる。

さてこの触は翌万治3年10月にも⁽⁶⁾再び繰返され、さらに寛文元年(1661)6月⁽⁷⁾には

一、諸色売掛申候ハ、慥成証扱手形を取、売掛可申事

一、諸職人弟子手間取置申候共、請状取可申事

一、不依何ニ、質取申候ハ、慥成請人を取、手形を為致候而質取可申事

右三ヶ条之趣、先年も度々相触候通、慥成証扱手形取可申候、若証扱無之、手形も取置不申、公事訴訟ニ出申候共、証扱無之候ハ、誘申付間敷候間、左様ニ相心得可申事

六月

というのが出されている。前二ヶ条は万治2・3年のものと同様だが、今回は第三条として「質取り」の場合が追加されている。しかしその主旨は万一の場合の訴訟条件整備のすずめである。

以上のようなことから幕府が借金銀や売掛等商業拡大のため必須の条件である信用供与行為に対し、訴権を認めないといった事実もまた気配も、この段階までは全く見られないのであり、またそのことは、近世初頭において見られる封建領主達の商業保護育成方針からいって当然のことといえよう。

(1) 「御当家令条」 巻21

(2) 「御触書寛保集成」 1230号

(3) 「 " " 」 1231号

(4) 「正宝事録」 55号

(5) 「 " " 」 253号

- (6) 「正宝事録」 279号
(7) 「 ” 」 290号

3

さて最初の〓 相对济し令、が出されたのは寛文元年閏8月27日のことである。その全文は下のごとくである⁽¹⁾。

覚

一、町中諸商人売買物売買掛仕、出入有之
訴訟ニ罷出候共、自今以後捌申間敷候
間、此旨相守可申候、但諸問屋方売掛
申儀は各別之事ニ候間、相滞候ハ、可申
出事

閏八月

これは江戸市中に出された町触であり、また文言内容からいっても江戸市中の問題として出されたものと解すべきであるが「町中の商人達の売掛買掛についての紛争について訴えても今後は捌かないから、その旨承知するように」というのである。訴えても捌かないとは訴権を認めないということで、どうしても当事者達が相对で解決せざるを得ないので、触の文言中に後の〓 相对济し令、のように相对で済ますべき旨が記されていないが、これは〓 相对济し令、として然るべきものである。但し問屋よりの売掛けはこの令から除外している。

では今まで幕府自ら商業の拡大をはかり、売掛をすすめ、その債権を保護して来たと考えられる幕府が、何故ここに来て急に態度をかえて江戸市中に対してであるが売掛について訴権を認めないということになったのだろうか。

この点を解くためにはどうしても明暦3年（1657）正月に起こった、いわゆる明暦の大火（振袖火事）とその後の江戸の経済状態を考えなければならぬ。明暦の大火は天和2

年（1682）12月に起こった〓 八百屋お七の火事、明和9年（1772）2月に起こった〓 目黒行人坂の火事、とともに江戸三大大火の一つで、本郷五丁目裏の本妙寺より出火、江戸城の本丸天守をはじめ、ほとんど全江戸を焼きつくし、類焼大名屋敷500余、旗本屋敷770余（但し組屋敷は数をしれず）、堂社350余、町屋400町、片町800町、焼死者10万7046人という大火であった⁽²⁾。この大火が將軍の御膝元、日本の城下町として繁栄していた江戸経済に大混乱をひき起こしたのは言うまでもない。売掛といったような最も証拠の残りにくい債権債務の決済が混乱を起こしたのは当然で、幕府が先述したように、売掛といった行為に確かな証拠と証文を残すように再三注意しているのは当然のことである。

しかのみならずちょうど当時は農民的剰余を基盤にして日本の景気が上昇をはじめたときであったので、江戸はこの大災害をむしろ足場にして大火前の江戸から飛躍的に大発展をとげる。すなわち大火前の江戸は江戸湾海岸線から隅田川に至る線の以西、そして現中央線お茶の水駅から四ツ谷に至る堀割が赤坂見附、溜池から浜離宮の北側に至っていたその内側（これを江戸総曲輪といった）が主体であったのを大改造して、(イ) 隅田川に両国橋を架設して江戸市域を江東地区まで拡大し、(ロ) 従来大名、旗本屋敷を移動、なかんずく大名屋敷を曲輪外に移し、(ハ) また江戸城近くにあった寺社を新たな江戸の外郭部すなわち深川・浅草・駒込・目黒などの土地に移し、(ニ) 火事あとの焼土で木挽町・赤坂・牛込・小石川などの沼沢地を埋立て、(ホ) 防火堤を白銀町・万町・四日市町などに設け、(ヘ) 防火と壁難地を兼ねた広小路を日本橋と京橋間に三カ所、鍛冶町と桶町間に一カ所設け、(ト) 主幹道路が従来は六間幅であったのを十間幅に拡げるなど思い切った大改造工事を実施するのである⁽³⁾。

明暦大火のあと幕府の保有金銀は通貨用の

金銀合せて約386万両ほどと、他に非常備蓄として一個44貫ほどの分銅が、金20個、銀206個あったが、これらの金銀も大火後の江戸復興段階で大部分が使われてしまい、延宝8年（1678）に綱吉が五代將軍の座についた時には通貨としての金銀386万両余は勿論、非常備蓄の分銅まで金が7個、銀が40個も使われてしまっている有様であった⁽⁴⁾。勿論これらがすべて直接的に前記土木工事に使われたわけではないが、まわりまわって江戸の復興景気に参加したのは事実であり、また計算の方法がないが、このとき国元から諸大名達が江戸藩邸復興のために江戸に取寄せて使った金銀もまた厩大な額にのぼっただろう。

こんなわけで最初の〱相対済し令、が出た寛文元年には、大火による江戸経済界の大混乱のうえに、更に大火後の復興景気がそれに拍車を加えるといった状態であって、幕府は心ならずも、もっとも債権・債務の確認しにくい売掛買掛について、訴訟受理を停止せざるを得なかったのであろう。その証拠に3年後の寛文3年6月には、この〱相対済し令、を形式上は大幅な修正、実質的には撤回に近い線まで後退させている。その令⁽⁵⁾の関係部分をあげると次のようになる。

一、町中諸商人在々所々諸色売掛出入有之候ハ、江戸ハ五六里迄の間ハ公事訴訟御取上御聞可被下候由被仰候、夫ハ遠所遠国へ売掛仕、出入有之候共、自今以後御取上被成間敷之由被仰候間、町中諸商人共此旨相守可申事

この触のなかの「江戸より五六里近間」というのは江戸日本橋より四方へ2～3里の距離のうちという意味であるので、現実には全江戸市域を含んだ内ということになり、したがってこの令は寛文元年に出された江戸町人に対する売掛訴訟受理拒否を撤回するという意味になる。したがって寛文元年の〱相対済し

令、はここで撤回され売掛に伴う債権は従前通り訴訟を通して保護されることになるわけである。しかしこの令には、今一つの附帯項があるわけで、それが、江戸商人の江戸市域外の者に対する売掛金の訴訟は受理しないというのである。

さてこの後も江戸の復興景気と全国的な経済の上昇は寛文・延宝・天和・貞享と続くが、次がいわゆる〱貞享2年（1685）の相対済し令、なるものである。この令は、その次に出された元禄15年の〱相対済し令、⁽⁶⁾において「近年金銀出入多、外之御用之支ニも罷成候間、拾八年以前丑年之通、去巳年迄之金銀出入は取上無之」とあるところからその存在は早くから知られているが、その令の本体は今までのところまだ発見されていない。したがって〱謎の相対済し令、というべきである。しかし石井良助氏はその主な内容は次の如くだと推定されている⁽⁷⁾。

(イ) 貞享2年7月19日以前の金銀出入は出訴しても一切取上げないということが評定所で訴訟人召出しのうえ申し渡された。(ロ) このとき「家質」と「質田地之本金」も同時に訴訟受理を拒否された。(ハ) この申し渡しのある前日まで天和2年12月28日の江戸の大火（八百屋お七の火事）の事後処理のため「預り金、売掛け、店賃そのほかの金銀出入」の裁許が「当分」の間おこなわれないという状態にあった——法制史学界にあっては中田薫氏の推定にもとづいてこの貞享と前の寛文3年の〱相対済し令、の間に天和の〱相対済し令、があったとするのが定説であった。石井氏はこれを支払猶予令だと解釈して寛文3年の次の〱相対済し令、がこの貞享のものだとするのである——。

以上のことから「天和二年十二月二十八日の江戸大火の結果、町人との財産関係に大変動を生じたので、応急措置として、幕府は当分の間の支払猶予令を発した」、ところが「貞享二年ごろになると、江戸の町々も復興

し、復興景気の結果、金銀貸借も頻繁に行なわれ、金銀出入も多くなり、そのために本公事の裁判などに支障を来たすようになった」ので貞享2年の〱相対済し令、が出されたのだというのが石井氏の見解ということになる。

この石井氏の見解は

評定所出座定書#永年季

一、天和二戌十二月廿八日江戸大火ニ付、預り金売掛ヶ店賃其外金銀出入、貞享二年丑七月十八日迄当分裁許不申付候処、同十九日於評定所訴訟人召出、丑七月十九日以前之金銀出入ハ内証ニテ可相済ハ格別、於為訴論者、向後取上無之、併家賃#質田地之本金ハ雖不取上之、右十九日以来之小作米#家賃之店賃、質物依処同意、裁許可有之旨申渡、但御代官引負金銀米#御伝馬宿諸売人拝借上納金ハ雖為又借、裁許、且雑物質金銀為替金銀諸職人日手間作料日用賃者為各別付、如先規裁許

〔評定所一⁽⁶⁾〕

という史料を根拠とされたものである。

さて徳川家紀をみると、この貞享の〱相対済し令、なるものに当ると思われるものが、貞享2年7月19日の条⁽⁹⁾に——年月日は一致する——、「寺社奉行、大目付、町奉行、勘定頭に、近年預金買掛等の事うたへ出ても、裁断せざるむね聞召たり、今よりよく裁判すべしと命ぜられる」とある。典拠は「日記」、「家譜」、「年録」とである。これが正しいとすると、いわゆる貞享2年の〱相対済し令、とは石井氏のいわれる天和の支払猶予令なるものの停止を命じたものということになり、この停止令と同時に、それまでの分は事実上取上げることが不可能なので止むを得ず相対済しにすることにした、ということになる。

ともあれ、この〱貞享の相対済し令、なるものは今後なお研究してみる余地の多いもの

である。

- (1) 「御触書寛保集成」 2552号
- (2) 「武江年表」
- (3) 東京都『江戸の発達』。野村兼太郎『江戸』
- (4) 田谷博吉『近世銀座の研究』
- (5) 「正宝事録」 342号
- (6) 「御触書寛保集成」 2560号
- (7) 石井良助「目安糺・相対済令および仲間事——近世債権法と民事訴訟法の接点——」『裁判と法』上、所収。
- (8) 以下引用文書末尾に〔評定所一〕といったような註記のしかたをした史料は、前記石井氏論文引用のものをそのまま利用して、原典で正すことをしていない。
- (9) 「常憲院殿御実紀」

4

元禄15年(1702) 閏8月にいわゆる元禄の〱相対済し令、なるものが出される⁽¹⁾。他の法令と込になっているので関係部分だけ次に掲げてみよう。

一、近年金銀の出入多、外之御用之支ニも罷成候間、拾八年以前丑年(貞享2年にあたる——大石)之通、去巳年迄之金銀出入は取上無之、相対を以埒明候様ニ被申渡、当午正月より之分可有裁許候、尤預金買掛り売物之前金諸職人作料手間賃等、惣て相対之筋ニて、金銀出入と同前之事

一、只今迄は借用金又は利付之分ハ無取上、預ケ金と有之候得は、被致裁許候得共、畢竟内証は同前之事ニ候間、向後は一樣ニ可申付候事

一、神社仏閣修復金銀之事

一、出家之出世金、座頭之官金等之類之事
右式ヶ条ハ、向後年月之無構可有裁許候事、

一、公儀引負金銀之事

一、拝借金之事

一、為替金銀之事

一、当座雇日用賃、職人同手間賃之事

一、家賃金銀之事

一、田畑賃金銀之事

右之分は、前々之通年月之無構裁許有之事

さて〓相対済し令、の由来となった「相対を以埒明候様」という文言が出てくる最初のもがこの元禄15年の令である。また「近年金銀之出入多、外之御用之支ニも罷成候間」という発令の理由が記されるようになるのもこれからである。ところでこの理由書を石井良助氏は次に来る「拾八年以前丑年之通」という句にもかかるとして、貞享2年の〓相対済し令、も近年金銀の出入が多くなり、外の御用＝本公事の裁判などに支障を来たすようになったからだとされるのだが、石井氏が貞享の令を推測する根拠とされた「評定所出座定書#永年季」（本文前出）と、先記「徳川実紀」の記事とを読み合すと、天和2年の大火による経済界の混乱を切って捨てるために貞享2年の令は出されたとした方が良いでしょう。

なおこの令には寛文の令にも、後に出される有名な享保4年の〓相対済し令、にも出てくる売掛けという項目がみられない。金銀出入という言葉の中に借金銀と売掛ケ金銀を込めているとも解釈できるが、なお詳細な考察を必要としよう。そのかわり今までは借用金と預ケ金とを区別して扱っていたが実際は同じものだというので取扱いを同一にし、また〓相対済し、の除外事項として、「神社仏閣修復金銀」・「出家之出世金と座頭之官金など」・「公儀引負金銀」・「当座雇日用賃と職人手間賃」・「家賃金銀」・「田畑賃金銀」の八つを明示している。〓相対済し令、なるものの内容実態がようやく明確になってきたわけである。

ではつぎにこの元禄の〓相対済し令、発令の背景は何であろうか。寛文と貞享のものが

各々「振袖火事」・「八百屋お七の火事」という大火と密接な関係があったことは先にみた通りであるが、今度はどうであろうか。こう見てくるとこの場合も元禄11年9月6日に起こった「剋額火事」という大火が浮んでくる。この火事は將軍綱吉が行なった土木建築工事のなかでも最大のものの一つ、上野寛永寺の根本中堂が完成した記念にと東山天皇より剋額をたまわったが、その剋額が江戸に到着したその日に、京橋南鑑町より出火、強い南風にあおられて大名小路、通町筋、神田下谷、上野御本坊、浅草、山谷、千住、掃部宿に至る南北約3里、東西20町、大名屋敷70余、旗本屋敷130余、寺院200余、町屋無数が焼失したという大火で、明暦大火以来という者もあるほどの大火であった⁽²⁾。したがってこの大火による経済界の混乱がその原因の一つになっていたことは事実であろう。しかしこの場合はこのような不時の災害のほかに、もっと経済的な要因も考えられる。

〓生かさぬよう殺さぬよう、にという言葉で象徴するようにほぼ全剰余労働部分を収奪することに成功していたと考えられる領主の農民支配も、慶安・寛文ころに後退を見せて、農民の手元にも若干の剰余を残すようになった。これを基盤にそのほか諸種の要素が加わって以後江戸時代社会総体の経済は力強い成長をみせるのである。庶民の生活水準の大幅な向上、巨大な商人の多数発生など、みなこの経済成長を足場にして起こることなのだ。この経済成長の巨大な波の高まりも、元禄という時代に入るとほぼ坂を登りつめた様相をみせてくる。

元禄7年に刊行された西鶴の遺稿集である『西鶴織留』に「されど古代に替り、銀が銀もうけする世と成て、利発才覚ものよりは、常体の者の、質^{もとで}を持たる人の利徳を得る時代にぞ成ける」とあるのはもうすでに経済が攻勢から守勢に入ったことを示している。借金銀・売掛買掛といった信用の拡大が破綻を示

すのはこのような経済基調の転換期においてである。たとえ「勅額火事」の大火がなくとも「金銀の出入が多くなる」のは当然だったのである。そのうえ当時は経済界を混乱させる今一つの要素があった。それは元禄8年8月に開始された通貨改鑄である。

江戸時代の通貨は慶長金銀が基調となつて元禄までの約百年ほど改められることがなかった。これを金のほうは慶長小判が一枚（1両）の量目4.76匁のうち金が4.01匁（84.29%）はいていたのを、これは同じ量目のうち2.73匁（57.37%）に、銀のほうは慶長銀が80%の純分をもっていたのを、これは64%というように、金銀ともに品位を大幅に引き下げたものを発行したわけである。この新しい金銀が世に元禄金銀といわれているものである。

この改鑄は従来非常に悪くいわれているが拡大した経済に対応して、それに見合うだけのより多量の通貨を供給したという意味で、基本的には正しい政策であった。しかし約100年もの間使いたれた通貨を改め、しかもその改めかたは、従来より金、銀の含有量を大量にへらすという形で行なわれたので経済界に大きな混乱を引き起こした。この混乱が前述した二つの要因に加わって、より金銀出入を多くさせたといえよう。

さてこの時期（＝元禄時代）は幕府が民政に積極的に力を入れようとした時期であるので、これら金銀出入が大量に持ち込まれて、幕府本来の業務が出来なくなることは我慢出来ないことであつたのだろう。ともかく去年までの分は相对で解決させようというので、この令が出されることになつたのだろう。

このような政治姿勢は次の新井白石の時代に至っても同様である。正徳2年（1712）12月幕府は⁽³⁾、⁽⁴⁾ 家屋敷等を質に入れさせて用立てた金銀で返済がないもの、⁽⁵⁾ 家屋敷の普請を請負わせて、工事が出来ても代金の

支払いがないもの、⁽⁶⁾ 知行地からの年貢米や切米を売渡すからといって前金を取り、米も渡さず金も返さないもの、以上三つの類など、普通の借金銀と異なるものは「公儀御沙汰に及ふへき筋目にてハ無之候」ものであるので、今後評定所や奉行所に訴え出ぬようにさせよ、といっている。それらは「相对を以て、解決すべきだ」というのである。

さて法制史学界では、なかんずくそのなかで指導的な役割を担い、かつ「相对济し令」についても細密な研究を重ねておられる石井良助氏は、本公事と金公事とを区別するにあたって、「金公事つまり「相对济し令」の適用するのは無担保かつ利子付である場合に限ったのであり」かつ「無担保、利子付の両要件のいずれがより重要視されたかといえ、それは無担保だったと考えられる」とされている⁽⁴⁾が、この正徳2年12月の令をどう説明されるのであろうか。たとえば享保4年11月の「相对济し令」について、その要件は何であらうかという考察を加えて、それに無担保と利子付という解答をあたえるのは良いとして、江戸時代のかかなり長い間に亘って何度も出されている「相对济し令」を同一原理で説明する試みをする事自体、無理があるのではなからうか。

若干論議が横にそれたが、この正徳2年12月の令について正徳6年4月に出された「評定一座可被相心得候条々」の第二条で

一、評定所え召出し借金公事人年々に其数多候故に、此外之公事訴訟を僉儀せられ候ために、事之妨に成来り候、自今以後は、式日三日之内にて一日立合、三日之内にて一日、凡一月に二日宛、借金公事人計召出し候日を相定め、其余は此外之公事訴訟人等召出し、其理非分明に僉議之上、裁断に及ハるへく候事

といっている⁽⁵⁾。借金公事人が年をおって多

くなり、それが他の公事訴訟の僉議の妨げになるので、評定所式日のうち金公事を扱う日を決めて、それ以外の日は扱わぬようにしようというのである。

以上のような本公事を金公事から守ろうという動きが、やがて享保4年11月の〰相対済し令、となるのである。

- (1) 「御触書寛保集成」 2560・2561号
- (2) 「武江年表」 他。
- (3) この令の原文をかかげると次のようになる。

覚

一、家屋舗等を質に入させ候て用にたて候金銀、返済無之事

一、家屋舗之普請等請負に仕らせ、作業出来候へとも、代金返済無之事

一、知行物成米御切米等を売渡すへき由にて前金を取り、其米をも渡さず、金子をも返済無之事

右之類、惣して借金懸りとハ違ひ候金銀之事ハ、公儀御沙汰に及ふへき筋目にてハ無之候、此等之子細老中方其外且又支配方え相違候ハ、宜しからざる事に候間、返済の次第ハ、いかやうにも相対を以て納得仕らせ、向後ハ右之類出入、評定所并諸奉行所え訴出候はぬ様可被仕候由、能々内意可被申達候以上
——「御触書寛保集成」 2567号——

- (4) 石井良助前出「目安札・相対済し令および仲間事」
- (5) 「御触書寛保集成」 第17号

5

享保4年11月に出された〰相対済し令、は数多く出された江戸時代の〰相対済し令、のなかで一番有名なものである。この令は黒板勝美『国史の研究』（「名説の部」大正7年刊）、三上参次『江戸時代史』（昭和19年刊）、津田秀夫『江戸時代の三大改革』（昭和31年刊）などの代表的な概論、また細川亀市「徳川幕府の相対済法」（『社会経済史学』第7巻、昭和12年）などの専門的研究、さらに日本評論社版『日本経済史辞典』（昭和15年刊）河出書房版『日本歴史大辞典』（昭和31年刊）から高校教科書に

至るまで、凡そこの令に触れる歴史書はすべて、〰相対済し令、は借金に苦しむ旗本御家人の救済策として説明してきた。

これに対し私は昭和35年「享保四年十一月のいわゆる〰相対済し令、の評価について」（『日本歴史』150号）という論文を書き、そのなかでこの〰相対済し令、の立法および事後の諸問題の処理に当たった評定所の内部史料の分析から、この令は通説のように、困窮した旗本御家人を救済するため、という意図は立法者側には全くない。この令は法令文言でいうごとく、近年金銀出入が段々多くなり、幕府本来の事務を停滞させるに至ったため出されたものである⁽¹⁾。したがってこの令は困窮旗本の救済策との関連でなく、享保改革の機構および制度の整理改革策との関連から説明するべきであるとした。

したがってここではそのような立法事情の論証はさけて〰相対済し令、そのものについて述べたい。まず令そのものをみよう⁽²⁾。

覚

一、近年金銀出入段々多成、評定所寄合之節も此儀を専取扱、公事訴訟ハ未に罷成、評定之本旨を失候、借金買懸り等之儀ハ、人々相対之上之事ニ候得は、自今は三奉行所にて済口之取扱致間敷候、併欲心を以事を巧候出入ハ、不届を糺明いたし、御仕置可申付候事

但、不届と有之候ハ、身体かきり申付候類之儀候事

一、只今迄奉行所にて取上、日切に申付、段々済寄候金銀出入も、向後罷出間敷由可申付候事

以上

十一月

すなわち「近年金銀出入が段々多くなり、評定所寄合のときも、殆んどこの出入の処理のみにかかずらっていて、外公事の方がおろそ

かになる有様、これは評定の本旨にももとのものであるから」というのが、この令の発布の理由とされている。

さてその理由であるが、幸いに將軍吉宗の手に提出された享保3年分（〓相対済し令、発布の前年）の江戸町奉行所の公事訴訟数の詳細が判っている⁽³⁾。それによると

（訴訟数）

一、四万七千七百三拾壹

（公事数）

一、三万五千七百九拾

内

三万三千三拾七 金公事

二千七百五拾三 外公事

右公事式口之内

壹万千六百五拾壹済

となっている。公事全数を100とすると実に金公事92%、外公事8%となって、金公事がほとんど圧倒的部分を占めている。そしてそのうち、その年に処理することが出来たものが約33%となっており、実に未決のまま翌年にくりこしになったのが、全体の3分の2にも及ぶ有様である。金銀出入が多くなり、その他の評定所本来の公事訴訟の扱いがおろそかになるというのは動かない事実なのである。

ではこのような金銀出入が多くなった理由は何であろうか。いうまでもなく一つは元祿の令以来その大きな背景になっている日本経済の大発展である。しかしいま一つ考えなくてはならぬのは、正徳4年（1714）新井白石によって始められ、実施不充分のまま徳川吉宗政権に引きつがれ、吉宗政権のもとで推進された正徳金銀の鑄造と、その通用促進策のため引き起こされた経済界の混乱である。しかしこの享保の〓相対済し令、は、ただこのような情況への対処療法として出されたのではなく、もっと大きな吉宗政権の手で推進さ

れた享保改革の中心的施政である法制整備および機構改革（なかんずく勘定所の機構改革）と大きく関連していることに注目しなければならぬ。

すなわちこの〓相対済し令、は同年9月に評定所一座より提出された「借シ金買掛り并尋者之儀ニ付評定所一座窺之事」という次のような窺（意見具申）を直接の起因としていると思われる⁽⁴⁾。

評定所并奉行所ニ而承候公事之儀、近年借金銀買懸り等之公事多く罷成候、右之類ハ畢竟相對之事ニ候間、只今迄之分ハ相對を以埒明候様ニ申渡候而ハ如何可御座候哉、向後之儀ハ只今迄之通裁許仕可然奉存候

一、上納金銀并為替金銀之事

一、家質田畑質惣而金銀之事

右者相對之筋とは訳も違候間只今迄分も裁許可然哉と奉存候

……（中略）……

右両様之儀奉候候 以上

評定所一座

享保四年亥九月

原案では今までの〓相対済し令、と同様、「只今までの分」は相対済しとするが「向後の分」はとりあげるのであったが、決裁されて実施されたのは、「只今までの分」も「向後の分」も両方ともに取りあげない、となっている。つまり將軍吉宗はこれまでの〓相対済し令、のように、ともかくも急場をしのげばそれで良いと考えて、ただそれだけのためにこの〓相対済し令、を出しているのではないのである。この令と関連して吉宗が狙っていたのが前記機構改革と法制整備だったと考えられるのである。

すなわち享保4年5月27日に將軍吉宗は「政務改革ニ付上申令」⁽⁵⁾ともいべき次のごとき令を出して、幕府政務改善について幕臣の意見具申を命じている。その内容は次の

ごとくである。

覚

一、前々より被仰出候御法度之儀にても、
時に至り不相応と存候義ハ、早速可申上
事

一、諸役所前々より之格を以勤来候事共之
内、不可然と存候儀ハ、其旨を達し、可
相改事

一、新規之儀、何ニても可然と存付候儀、
早速可申上事

右、少之儀ニても、存寄於有之は、無遠
慮申出候様ニ、急度可相心得候 以上
五月

前々から出されていた法度でも、今の時代にあわぬと思うことは申し出ること。諸役所で前々からやってきていたことでも、よくないと思うことは申し出て改めること。全く新規のことでも、当然実施すべきであると思うことはどんどん申し出るように、というので、万事旧慣を重視し、新規を逆行と考えた当時の社会通念からみると、ずい分思い切った提案である。

さてこのような吉宗の姿勢が、以後の具体的な諸施政にあらわれてくるので、同年11月の〃相对済し令、もこの姿勢との関連で考うべきである。すなわち、この〃相对済し令、はこれのみが孤立して出されたのではない。というのはその少し前に「諸出入裁許申付方書上候事」¹⁶⁾として、江戸町奉行の中山出雲守と大岡越前守の2人で今日という民事関係の扱いについての原則を決めようとしている。その後書は「右諸出入裁許申付候儀右之通ニ御座候間此類品々之儀ニ御座候間、先只今迄申付候大概を以書付差上申候」とあり、その前にあげられている項目は次のごとくである。

- (イ) 奉公人出入
- (ロ) 跡式出入

- (ハ) 借金出入
- (ニ) 立替金出入
- (ホ) 座頭官金出入
- (ヘ) 為替金出入
- (ト) 職人手間出入
- (チ) 手附金出入
- (リ) 家質出入
- (ス) 書入出入
- (ル) 人宿出入
- (ヲ) 道具出入
- (ワ) 養子持参金出入
- (カ) 店立出入
- (コ) 門前払之事
- (ク) 請人之事
- (ケ) 相請之出入_#鉄輪請出入
- (コ) 堂社散銭_#芝居木戸銭書入出入
- (ツ) 仲ヶ間出入
- (ネ) 無尽金出入
- (ノ) 諸借金濟方之事

これらはのち「御定書百箇条」の関係部分に整理されて定着する項目であるが、両者を見較べてみると、この分の方が甚だ曖昧で要領を得ていない。たとえば(ハ)の借金出入は「諸借金共ニ証文吟味之上借り人_江濟方申付候、借人死失いたし候得ハ_皆に申付候、_皆無之候_而も跡相続人有之候得ハ、相続人_江申付候、相続人も無之時ハ、証文之加判人_江申付候、加判人無之候_而本人死失、相続人も無之候得ハ、無取上罷成候」として借金の返済責任者の順位が記されているだけであり、(ノ)の諸借金濟方の事には、「すべて金銀出入というものは、何時までに返済するように日を切って決済を申しつけても、借の方が至極困窮しているの、百両の借金に対して一両ずつ返してゆくという有様で、日数がかかって容易にはかがいかなぬものである。またそれだからといってもっと早くするよう嚴重に申しつけると借方が破産してしまうなどするので、容易に解決のつかぬものである」と書いてこと

の困難さを訴えているのみで、具体的な方策を示すに至っていない。なお参考までに註記すると、これはのち「御定書百箇条」⁽⁷⁾で「呼出して三十日限りに決着をするよう申しつけ、その期日までに少しでも返済が進んでおれば以後一ヶ月に二度ずつ分割返済をするよう申しつけ、そのうえ返済の仕方が不埒であれば身体限りを申しつける」ということになっている。

つまり前記のような民事に関する出入処理のルールを作りはじめたが、すぐには成文を得ないので、ともかく差当り〓借金銀出入、売掛買掛り出入、は相対済しとしておこうというので、この享保4年11月の〓相対済し令、が出されたということも一つの大きな要因として考えられるのである。今までの分だけではなく、今後の分まで〓相対済し、になったことが、この享保4年の令の一つの大きな特徴だが、このような原因も加味して考えると、この〓相対済し令、は「今迄の分」のみでなく「今後の分」も含めておかなければ意味はなかったのである。

さて法制整備は一朝一夕に出来るものではなく、「御定書百箇条」が完成するには寛保2年(1742)までの日時がかかるのであるが機構整備の方はかなり急速なテンポで進められてゆく。すなわち享保6年閏7月には「公事方勝手方事務分別ノ達」⁽⁸⁾が出され公事方は(イ) 訴訟・諸願、(ロ) その他当座事一切。勝手方は(イ) 天領からの年貢収納・御普請(河川用水等の)に関する仕事、(ロ) 幕府の金銀米銭の出納、(ハ) 旗本の知行制・また代官の支配地の割当。というように両者の職務区分を明確にし、翌享保7年5月15日には老中の水野忠之を勝手掛老中に任命して勝手方の仕事を総括させ、同年8月8日には「向後勘定奉行勝手御用方へ兩人、公事方へ兩人、壹々年代りに相勤、御勝手向へ掛り候兩人は公事方へかかはり不申、評定所への出座にも不及、評定日にも御城へ可罷出候、公事方勤候

兩人、御勝手向之儀にはかかはり申間敷候、評定所へも公事方計出座可仕候」⁽⁹⁾として、勘定所の長官である勘定奉行を2人ずつ2組に分け、1年交替で公事方・勝手方に分属し、勝手方のものは、公事関係の仕事から一切解放され、評定日にも評定所に出る必要もなく、専ら封建社会の基盤である地方支配に専念すれば良いように定められている。なお当年分の処置としては、勘定奉行のうち水野伯耆守・大久保下野守が勝手方へ、駒木根肥後守、箕播磨守が公事方へと事務を分担することになり、更に勘定吟味役も3人のうち荻原源左衛門は勝手方へ、杉岡弥太郎・辻六郎左衛門の兩人は半年交替で勝手方・公事方へと配属されることになった。

このようにして長年悩まされ続けて来た毎年増加してくる訴訟、なかんずく商行為の急増からくる金公事から解放されて、封建領主本来の地方支配にのみ専念する部門が勘定所の中に確立するのである。

享保4年11月の〓相対済し令、は同月9日老中列座のなかで戸田山城守(老中)より仰渡されるのであるが、この附帯法として「金銀出入取扱無之との儀ニ付町触之事」とも題すべき町触⁽¹⁰⁾が同日13日に江戸町年寄の喜多村彦右衛門を呼出して渡されている。文面は次のごとくである。

惣而借シ金銀売掛ケ等儀、令相対候上之事ニ候得者、自今ハ右之出入奉行所ニ而取扱無之筈ニ候、乍然欲心ヲ以事を巧候出入ハ不屈之訳札明之上、御仕置可申付候間、可訴出候事

一、右之趣候得者只今迄奉行所ニ而取上日切等申付段々済寄候金銀出入も向後奉行所ニ而不申付候間、無滯急度返弁可申候右之趣可相心得候事

享保四年亥十一月
右之通町中ニ可触知者也

〰相対済し令、によって現実に一番迷惑をうけるのは町人であるが、その町人に対して法令発布と同時に「特に自分の利欲から事を巧んで借金を返さないような者のあった場合は糺明のうえ処罰するから申し出るように」といっているところを見ても、この法令が通説にいうごとく、訴訟を取りあげないことによって、暗に借金ふみ倒しを助けるところの旗本御家人救済策だとするのは無理があるのである。

更に翌享保5年2月30日に、

一、借金銀[#]買掛金等之濟口之儀、自今は奉行所にて不申付筈に候、事を巧候て或返弁を滞らせ、或掛り金を払さるもの有之におゐてハ可申出、不屈之品を糺明可有之旨去冬相触処、心得違候ものハ、金銀出入之儀は、一同不申出筈之様ニ心得候と相聞候、奉行所にて不取扱品は前々切金にて、日延偏々と申付たる儀向後不申付筈ニ候、可濟筋をわざと滞候か、又は借金等不相済候上、質物をも約束之切過候て、彼是申延し、いつれ共不埒明筋、惣て此等之類有之候ハハ、早々御役所え訴出へし、急度可申付事

と触れ出している⁽¹¹⁾。今度出した〰相対済し令、は、単に奉行所で金銀出入を取り扱わぬというのみで、決して返さなくても良いというのではない。しかるにそれをそのよう心得る不埒者がいるが、そのような者のあった場合は早々役所へ訴え出るように、というのである。

さて享保4年11月の〰相対済し令、は今までの分も、これからの分も、借金銀・売掛買掛については訴えを認めない（訴権を停止する）、しかしそれは債権の破棄ではないので、相対で返済をしぶる不埒者があった場合は訴え出よというのであるが、では訴権停止下において不埒者を訴え出た場合は幕府は一体ど

うするということであろうか。そのことについては享保6年10月4日に評定所一座のものは次のごとく申し合せている⁽¹²⁾。

評定所一座申合之覚

相対筋金銀之事、子三月朔日御触書可濟筋をわざと滞候か、又ハ借金等不相済上、質物をも約束之切過候て、彼是申延し、何れとも不埒明筋、惣て此等之類有之候ハ、早々御役所え可訴出と有之候付、心得違と申出候分、只今迄之通、弥裏書出し可申旨、丑十月四日一座申合候事

ここで「子三月朔日御触書」というのは、前記享保5年2月30日のものをさす。したがって「心得違と申出候分、只今迄之通、弥裏書出し可申旨」とあるところから、この享保5年3月1日の触書にもとづいて、もし心得違不埒の者を訴え出た場合は、裏書で不心得の債務者を呼び出し、心得違のないように申し諭すという方法をとっていたことが判る。この申し合せは前々からそのような手段をとっていたが、それを今度あらためて評定所一座で申し合すというのである。

この裏書を出して奉行所に呼び出して債務弁済を申論すという方法は、強制力はないが当時のように絶対権力の所有者たる幕府の役所という性格をもつ奉行所からの喚問と説諭は、かなり強烈な圧力となって債務弁済を促進したと考えられる。

そんなことからか奉行達の間では、そのくらいならいっそのこと〰相対済し令、を廃止したらどうであろうかという論議が起り、享保8年10月に、土井伊予守（寺社奉行）、大岡越前守（町奉行）、諏訪美濃守（町奉行）、大久保下野守（勘定奉行）、久松大和守（勘定奉行）の5名がその旨を御側用取次の有馬兵庫頭にまで申し出た。しかし兵庫頭は「それは今迄通りにするべきことである。必ず將軍に伺をたてるという訳ではないが、お話は承

ておこう」ということで、そのままになった。しかしそのような意見は三奉行達の間ではなくならなかったらしく、享保11年11月になって再び、〓相対済し令、が出てからもう6～7年にもなっているのです、ここで金銀出入の訴えを取上げるようにしたらどうだろうかという伺いが將軍吉宗に提出された。これに対して吉宗は、どういう本意であったのか、「奉行達がよく話し合って結論が出たように実施せよ」と指示した。「伺の通り実施せよ」という期待した返答が得られなかったわけである。これに対してどのような受取り方をしたのか判らないが、奉行達は同年2月25日に、それまでとってきた裏書を出して不心得者を奉行所に喚問説諭するという「裏書出し」の制度を廃止してしまった⁽⁴³⁾。

このため債務の履行をしぶる不心得者が多出するようになり、ために信用が萎縮して、かえって結果的には〓相対済し令、の廃止を促進することになるのである。

さてこの間にやりとりされた將軍吉宗とその側近と、いわば現場担当者である三奉行との間の行動に若干ちぐはぐなものを感じるが、それをときほぐす手掛りとなる一つの事件があるので、それを通してこの問題に今少し立ち入ってみよう。

幕府の度々の注意にもかかわらず、〓相対済し令、を奇貨として、借金返済をしぶった不埒な旗本御家人がいたことは事実である。しかしそのような不法に対して債権者である町人達も決してだまっていたわけではない。たとえばそのような不埒な武士に対して、新たな融資を停止したことは勿論であるが、更に後家・妻子等を動員し、それをあわれげにつくって返済しない武士達の下城をまちぶせ、小旗などまで立てて大道でその駕籠や馬にとりついたり、供を割ったりして借金返済をせまり、それでも約束が得られない時はその門・玄関などに坐り込むなどの手段で対抗した。このような町人達の対抗策は武士の体

面上すておけないと考えた江戸町奉行の大岡越前守と諏訪美濃守とは、先述のような町人達のやりくちは「理非は追って吟味するとして、やりくちが如何にも不届なので、そのような者は男女の差別なく手鎖、とくに雇われた無宿体のものは牢舎におちこむべきだと思う」という意見書を提出した。これに対する將軍吉宗の返辞は「それはつまり借り方（武士達）が悪いからそんなことになるのだ。町人達とすれば、そうでもしなければ借金がとりかえせないの、万止むを得ずそのような非常手段に出るのだから、それを咎めだてする必要はない⁽⁴⁴⁾」というのであった。両町奉行の意見は完全に却下されてしまったわけである。

さてこの事件と、さきの享保8年10月の三奉行よりする〓相対済し令、はそろそろ廃止したらどうかという意見具申を、側用取次の有馬兵庫頭が「その件は今迄通りにするべきである」といって、將軍に取つがずに握りつぶしてしまった事件とを考え合せてみると、將軍とその側近は、〓相対済し令、は従前通り実施すべきだ。しかし、それは債権を破棄するという意味ではないので、たとえば「裏書出し」といった手段などで、出来る限りは債権は保護すべきだ、という考えかたであったであろう。それに対し三奉行など現場担当者の方は、〓相対済し令、は廃止すべきだという強い意見を持っていたということになる。したがって、「奉行達がよく話し合って結論が出たように処理せよ」という吉宗の返答に対し、「裏書出し」の制度をやめてしまうことで答えた三奉行達の処置は、將軍吉宗の意にも反するし、また〓相対済し令、を廃止したらという意見書を出した三奉行の行為にも反するわけである。とすればかえって事を困難に持ち込んで、それをバネとして〓相対済し令、の廃止に持ち込もうという三奉行達の作戦であったということになるだろうか。

事実、享保8年くらいからほっておけなく

＊相対済し令、の成立と展開（大石）

った不況、とくに米価の低落を何とか解決しなくてはならぬ事態に幕府はおい込まれており、そのためには幕府は町人の協力、とくに金融の拡大と円滑とを必要としたのである。

結局、享保14年12月、幕府は金銀通用を円滑にするため（米価引上げのための買米資金調達为中心であるが）＊相対済し令、を廃止することになる。その法令⁽¹⁵⁾は下のごとくである。

金銀出入之儀、於奉行所不取上段、去ル亥年相触候得共、近来金銀通用相滞候由相聞候付、当酉正月より之借金銀買掛等出入之儀、如前々取上裁許可仕旨、三奉行え被仰出候間、被得其意、よりより可被相違候以上

十二月

（傍点大石）

(1) このような見解は石井良助氏も別個の観点

および史料操作よりとっておられる。たとえば前出石井論文。

- (2) 「御触書寛保集成」2576号
- (3) 「享保撰要類集」附録
- (4) 「享保撰要類集」公事裁断之部
- (5) 「御触書寛保集成」1032号
- (6) 「享保撰要類集」公事裁許之部
- (7) 「徳川禁令考後集」第二
- (8) 「徳川禁令考」838号
- (9) 「日本財政経済史料」第4巻19ページ
- (10) 「享保撰要類集」公事裁断之部
- (11) 「享保撰要類集」公事裁断之部

なおこの触は「御触書寛保集成」および「徳川実紀」には享保5年2月となっているが、「享保撰要類集」には「右者享保五年二月晦日有馬兵庫頭殿御渡町中相触候様ニと被申聞候」とあるところから、これが江戸市中に触れ出されたのは3月1日という解釈をとり、後の史料と合わすためにこの日付をとった。

- (12) 「評定所 二」
- (13) 「評定所 六」
- (14) 「享保撰要類集」公事裁断之部
- (15) 「御触書寛保集成」2587号